サービス等利用計画案

サービス等利用計画案とは

障害のある方の自立した地域生活の支援を効果的に行うため、必要なサービスが継続的かつ計画的に提供されるよう作成されるものです。

作成することのメリット

◆利用者の意向をサービスに反映しやすくします。

◆支給決定の際に参考として用いることができます。

◆支援者が個別支援計画を立てるときやサービスを提供する際に共通の目標を持つことができます。

対象者

障害福祉サービスを利用するすべての方が対象となります。

利用者負担

計画の作成に利用者負担はありません。

サービス等利用計画作成とサービス開始までの流れ

1 申　請

障害福祉サービスの利用を希望する方は、市区町村に申請書を提出してください。

2 サービス等利用計画案の提出依頼

市区町村は計画が必要となる申請者に「サービス等利用計画案提出依頼書」を交付します。

3 指定特定相談支援事業者との利用契約

申請者は指定特定相談支援事業者と利用契約を行います。お住まいの地域以外にある指定特定相談支援事業者と契約することも可能です。

4 アセスメントの実施とサービス等利用計画案の作成

指定特定相談支援事業者が申請者の居宅等を訪問し、利用者およびその家族に面接してサービスを提供するうえで解決すべき課題を把握（アセスメント）します。
指定特定相談支援事業者はアセスメントの結果からサービス等利用計画案を作成します。

5 支給決定

市区町村はサービス等利用計画案や市区町村が調査した結果をもとに支給決定を行います。

6 サービス等利用計画の作成

指定特定相談支援事業者は、支給決定をされた障害福祉サービスについてサービス等利用計画を作成します。

7 障害福祉サービスの開始

サービス等利用計画をもとに、障害福祉サービス事業所は「個別支援計画」をたて、障害福祉サービスを開始します。